

都道府県境を越える圏域での 広域的な防災体制に関する研究会 報告書

- 富士山火山防災を例とした相互間地域防災計画策定指針(案) -

平成15年3月

ま え が き

我が国は世界でも有数の火山国であり、これまでもたびたび火山噴火災害により、多大な被害を被ってきた。平成3年5月の長崎県雲仙岳噴火災害については、今なお地域の復興等が続けられている。また、平成12年には北海道有珠山噴火災害、そして全島避難が継続されている東京都三宅島火山災害が発生するなど、火山周辺地域の市町村・消防機関をはじめとする防災関係機関の災害対応力の向上と防災体制の整備について、その重要性が高まってきている。

気象庁では、今年1月の火山噴火予知連絡会本会議で、これまでの活火山の定義を見直し、また、新たにその活動度に応じたランク付けを行った活火山リストを公表した。新しい定義にあてはまる活火山はこれまでの86から108となったが、この中で県域を越える山体規模のものは合わせて16火山となっている。

その中でもBランクとされている富士山については、平成12年10～12月及び平成13年4～5月にかけて低周波地震の回数が増加し、活火山として改めて関心が高まったところである。政府及び関係地方公共団体においては、こうした大きな山体を有する活火山がもたらす噴火災害に備え、その火山現象ごとに被害の範囲をあらかじめ把握するためのハザードマップを作成し、都県の行政区域を越えた大規模災害への対応方策を検討しているところである。

本研究会は、このような現状を踏まえ、県の行政区域を越えるような広域的な災害に対応するためのツールの一つとして「都道府県相互間地域防災計画」に焦点を当て、富士山火山噴火災害対策の策定指針(案)を示すことを目的に開催された。

もとより限られた時間の中で多くの課題の整理を行ったため、議論が尽くせない部分もあるが、これまで策定事例のない中、都道府県レベルでの計画策定について、体系的に網羅することができたと考えている。これは、多忙な中、積極的かつ熱心に検討に参画していただいた委員各位の努力の賜であり、この場を借りて、深く感謝の意を表する次第である。

この報告書を契機として、複数県にまたがる火山を抱える地方公共団体にとっては、都道府県相互間地域防災計画の策定意義及び計画策定時の考え方等について、より一層ご理解を深めていただくとともに、火山防災体制の見直しを進める際の参考としていただければ、幸いである。

平成15年3月

都道府県境を越える圏域での広域的な
防災体制に関する研究会委員長 廣井 脩

目 次

まえがき

第 1 章 調査研究の目的等

1 . 目的	1
2 . 調査研究項目	1
3 . 調査研究体制	2

第 2 章 富士山火山防災体制の検討状況と火山噴火災害を想定した都道府県 相互間地域防災計画策定の意義

1 . 富士山火山防災体制の検討について	3
2 . 火山噴火災害を想定した都道府県相互間地域防災計画策定の意義等	4

第 3 章 既存の相互間地域防災計画の現状及び課題について

1 . 既存の市町村相互間地域防災計画の実態	8
2 . 市町村相互間地域防災計画の現状、課題等のアンケート調査結果(概要)	15

第 4 章 富士山火山防災相互間地域防災計画 - 富士山噴火に係る都道府県相互間 地域防災計画 - 策定指針(案)

1 . 都道府県相互間地域防災計画策定指針(案)の性格等	19
2 . 策定指針(案)の目次構成	20
3 . 策定指針(案)の目次内容	22

第 5 章 関係都道府県における火山防災体制の推進

(資料編)

資料 1 活火山の選定及び火山活動度による分類(ランク分け)について	41
資料 2 富士山火山防災協議会の検討体制	47
資料 3 災害対策基本法第 17 条の解説	50
資料 4 市町村相互間地域防災計画に関する調査	51
資料 5 被害の想定される地域の防災対応力の現状調査	61
資料 6 火山災害関係都道府県連絡会議	90
資料 7 検討経過表	91